

学校法人鎮西学院常置委員会規程

学校法人 鎮西学院

学校法人鎮西学院常置委員会規程

(趣旨)

第1条 学校法人鎮西学院（以下「学院」という。）の経営にあたって、理事会のガバナンスを強化し、迅速かつ適切な意思決定を行うため、法人の日常業務、学院経営の重要事項に関する経営方針の企画立案・連絡調整・進捗管理のため、理事会に常置委員会を設置する。

(構成)

第2条 常置委員会は、以下の構成員により構成される。

- (1) 常勤の理事
- (2) 高等学校事務長及び大学事務局長
- (3) 総務課長
- (4) 経理課長

(委員長)

第3条 常置委員会に委員長を置く。

2 委員長は、常勤の理事のうちから理事長が指名する。

(常置委員会の業務)

第4条 常置委員会は、次の各号に定める事項について企画立案・連絡調整・進捗管理を行う。

- (1) 法人の日常業務に関する事項
- (2) 理事会及び評議員会に提案する議案に関する事項
- (3) 予算執行における重要事項
- (4) 学院の事業計画に関する事項
- (5) その他学院及び学院が設置する学校の管理運営に関する重要事項及びあらかじめ理事会が委任した事項

(招集)

第5条 常置委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長に事故あるときは、理事長があらかじめ指名する常勤理事が、その職務を代行するものとする。

(開催)

第6条 常置委員会は、原則として毎月定例会議を開催するものとする。ただし、必要ある場合は臨時に開催することができる。

(会議)

第7条 常置委員会の会議の運営及び議事録の作成は、この規程に定めるもののほか、理事会の例による。

(職員の出席)

第8条 委員長は、必要に応じ常置委員会に関係職員を出席させ、議案又は関連資料を説明させることができる。

(報告)

第9条 委員長は、常置委員会において審議する事項について、広く教職員の意見を聴取するよう努めるとともに、これを理事会に報告しなければならない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会が行う。

付則

この規程は、2018年(平成30)5月28日より施行する。